

第1回令和3年度使用教科用図書安房採択地区協議会会議録

事務局：南房総市教育委員会

1 日 時 令和2年6月9日(火曜日)午後3時

2 場 所 嶺南小学校 会議室

3 出席委員

教育委員会代表	館山市	出山 裕之	小柴 孝子
	鴨川市	月岡 正美	石井 千枝
	南房総市	三幣 貞夫	小宮 忠
	鋸南町	富永 安男	篠原 恭恵
校長代表		酒井 純	相良 和久
教諭代表		伊藤 孝	金澤 秀一
保護者代表		田邊 敬	高鉢 敦子
		神作美智子	矢口 盛明

4 欠席委員

富永 安男 酒井 純

5 事務局

南房総市教育委員会 参 事	袴田 晃宏
教育総務課長	水島 孝夫
同課長補佐	福原 正人(書記)
子ども教育課 指導主事	佐藤 進

【 記 録 】

開会前に、事務局の紹介、委員の自己紹介

午後3時 開会

(事務局) それでは、ただいまより第1回令和3年度使用教科用図書安房採択協議会を開催いたします。はじめに、安房地区教育委員会連絡協議会小宮忠会長よりご挨拶を申し上げます。

(小宮) 皆さん、こんにちは。今年度、安房地区教育委員会連絡協議会の会長ということで、ご指名を預かりました、小宮でございます。よろしく申し上げます。本日は公私共にご多用の中、お集まりいただきありがとうございます。

また、皆様方には日頃より安房教育の充実・発展に向けて御尽力いただき、感謝申し上げます。さて、教科用図書の採択ということでございますが、教科用図書の採択に関しましては、無償措置に関する法律により、ある一定の地区内で同一の教科用図書を採択し、使用することが定められております。このことによりまして、安房管内、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町で同一の教科書採択のための協議会を開催し、本日、16名の方によりまして、教育委員会代表、校長代表、教員代表及び保護者代表者の全16名でこの協議会を組織し、教科用図書採択のための協議を行うために、お集まりいただいております。皆さんご存じのとおり、新しい指導要領ができて、生きる力を育てるということが大前提となっておりますが、このような状況の中、子どもたちが自主的に学習する、ということがより求められる時代になっております。そのためにも、極めて重要な教材となるのが教科書となります。今年度新たに採択する教科書は、中学校の全ての教科書。そして、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級で使用する教科用図書です。いずれも重要なこととなりますので、よろしく願いいたします。以上で簡単ですが、挨拶といたします。

(事務局) この後の進行については、採択地区協議会長が議長として会を進行するところですが、会長が決まっておられませんので、仮議長として、今、ご挨拶いただいた地教連会長、小宮 忠様に進行を依頼したいと思いますよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。それでは、小宮会長お願いします。

(小宮) 改めまして、仮議長ということで進行をしたいと思っております。はじめに、協議の(1) 令和3年度使用教科用図書安房採択地区協議会(仮称)の設立について、事務局をお願いします。

(事務局) はい、わかりました。設立にあたり、始めに教科書制度の説明をいたします。

2ページの資料1をご覧ください。(2)から説明します。学校教育法第3

4条の定めにより、全ての児童生徒は、教科書を用いて学習する必要があります。ただし、特別支援学級においては、適切な教科書がないなどの特別な場合には、教科書以外の一般図書を教科書として使用することができる、と書かれています。3ページをご覧ください。教科書が使用されるまでには、まず(1)教科書発行者による著作編集、次に(2)文部科学大臣による検定、そして(3)その学校を設置する教育委員会による採択、採択とは、検定を受けた例えば数学の教科書数種類ある。その中から1種類に決めるということです。これがこれからのことになります。そして(4)発行及び使用という流れになっています。

5ページに移ります。表1に小中高、それぞれの教科書の採択の周期があります。全体として、4年に一度採択を行い、採択された教科書を4年間使用するということになっています。令和2年度を縦に見ますと、小学校の○は昨年度採択した教科書を今年度から使用しているということになります。さらにその下の中学校の△が、今年、教科書を採択するということになります。7ページにうつります。採択の方法について説明します。教科書採択の権限は、その学校を設置する教育委員会にあります。安房地区は、各市町が単独で採択はせず、先ほども挨拶でありましたが、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町から構成される共同採択地区となります。共同採択地区では、採択地区協議会を設置し、協議の結果に基づいて種目ごとに一種の教科書を採択することとされています。10ページからの資料2を開いてください。先ほど採択の周期の部分で申しましたが、今年度は、中学校において全ての教科書について新たに採択を行うことが書かれております。(4)には、特別支援学級で使用する教科書以外の教科用図書の採択も同じように行っていくことと書かれております。以上のことから、安房地区として新たに採択する教科書について協議、選定することを目的として、安房地区採択地区協議会の設立についてご協議をお願いします。

(小宮) ただいま、事務局から説明がございましたが、教科用図書安房採択地区協議会の設立について、質問、ご意見等がありましたらお願いします。

(小宮) ないようですので、設立、名称ともに承認としてよろしいでしょうか。

(はい) 多数

(小宮) ありがとうございます。次に、(2) 安房採択地区協議会規約について事務局、お願いします。

(事務局) それでは、16ページからの資料3、規約をご覧ください。協議会委員の選任については、各市町教育委員会会議においてすでに承認されておりますので、簡潔に説明させていただきます。第1章、第1条の目的ですが、本年度は令和3年度の使用に係る教科用図書を採択するための協議を行うために設置されます。関係通知は33ページに載せてございますが後ほどご覧ください。第2章、第4条と第5条ですが、各市町教育委員会より選任され、ここにお集まりの16名の皆様が委員となります。第3章、第6条ですが、会長は委員の互選により選出されます。この後選出を行いたいと思います。第7条ですが、会議は委員の過半数の出席がなければ開会できません。また、会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによります。第8条(協議会の事務)ですが、今年度新たに採択する、中学校の全教科の教科書と特別支援学級で使用する教科用図書についての協議、選定と、専門調査員会の設置に関する事務を行います。第4章、第9条(専門調査員)では、教科用図書に関する専門的事項を調査研究します。専門調査員長は、調査員の互選により選出します。また、その結果について資料を作成し、本協議会に報告します。それが、第2回の協議会となります。ここで、専門調査員からの報告を受け、選定していきます。この後午後4時より、隣の体育館で第1回の専門調査員会議が開催されます。第10条の事務局ですが、今年度は南房総市教育委員会内となります。以上が、規約の中心となる部分です。よろしくお願いします。

(小宮) 協議会規約について、何か質問やご意見がありましたらお願いいたします。

(小宮) ないようですので、この規約に従って、以後、事務を進めていただきます。

(小宮) 続きまして、役員の選出について、事務局、お願いします。

(事務局) 資料18ページの組織表をご覧ください。会長についてですが、規約第6条より、委員の互選により選出することとなっておりますので、ご協議をお願いします。

(小宮) 委員の互選ということですので、ご推薦をお願いします。

(出山委員) 安房地区の地教連会長でもある小宮 忠委員を推薦したいと思います。

(小宮) ただいま、推薦がありましたが、他の皆様はいかがでしょう。

(小宮) それでは、ないようですので、地区協議会の会長を引き受けさせていただきます。

よろしくをお願いします。

(多数) よろしくをお願いします。

(小宮) 続きまして、職務代理者の指名については、事務局お願いします。

(事務局) 規約第6条の4に会長があらかじめ指名するとありますので、よろしくをお願いいたします。

(小宮) 会長の指名ということですので、職務代理者は三幣貞夫委員にお願いいたします。

(三幣委員) はい、よろしくをお願いします。

(多数) よろしくをお願いします。

(小宮議長) また、本会議は規約第7条より、議長は会長が行うということから、ここからは仮議長ではなく、議長として、引き続き私の方で務めさせていただきます。ここで、出席確認をいたします。本日、2名の欠席がありますが、

規約に則り、半数以上の出席がありますので、本協議会は成立することを確認します。書記、並びに議事録署名人ですが、書記を南房総市教育委員会福原課長補佐、議事録の署名人については、教諭代表富浦小学校の金澤秀一委員、(はい) 保護者代表である南房総市の神作美智子委員 (はい) をお願いすることとします。

(多数) よろしくお願ひします。

(小宮議長) では、協議を続けます。(4) 令和3年度使用図書選定手続きについて、事務局お願ひします。

(事務局) 先ほども申し上げましたが、今年度、本協議会で選定する教科書については、中学校の全ての教科書と特別支援学級における教科用図書となります。別冊資料、県の選定資料をご覧下さい。この県の選定資料をもとにして、これから専門調査員の方に安房地区としての選定資料を作成して頂きます。そして、その資料と報告をもとに、選定を行うこととなります。それでは、改めて19ページの資料5をご覧下さい。②に公正確保の徹底とあります。(1)の選任については、各委員、専門調査員それぞれより利害関係がない、という誓約書をいただいております。(2)には、見本本とあります。本日、調査員にはそれぞれに見本本をお渡しします。協議会委員の皆様には、丸山公民館にある見本本を、第2回までの間で、ご覧になりたい場合はいつでもお声かけください。(3)では「外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静謐な環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること」とあります。このことから、採択期間である8月31日までは、採択事務について知り得た内容については守秘義務を課させていただきます。本日の資料についてもお持ち帰りいただいても構いませんが、その際の扱いには十分ご配慮いただきたいと思います。その一方ですね、教科書採択に関する信頼を確保する視点として、21ページの2の(1)から、9月1日以降、本協議会の規約、議事録、専門調査員会における調査報告書について、個人が特

定できないように名簿や議事録の名前の部分を伏せて開示します。開示請求には、事務局が対応します。何かありましたら、南房総市の事務局にお問い合わせください、ということをお願いします。ここまでの説明の詳しい通知については、22ページからの資料6、33ページからの資料7に詳しく載っております。ここまででいかがでしょうか。ご協議をお願いします。

(小宮議長) 手続きについて、何か質問はございますか。

(三幣委員) 今、見本本についての説明がありましたが、皆さんが教科書について調べようとした時に、見本本については、丸山公民館だけでなく、展示会として、後で説明もあると思いますけど、県が設定している教科書センターは館山と鴨川でも行っております。こちらは委員だけでなく、一般にも公開されているものです。また、それぞれの教育委員会でも見本本を見たいと言えば、可能だと思いますので、付け加えてお知らせしておきます。

(小宮議長) 鋸南町の教育委員会にもあるということですね。他にはよろしいでしょうか。では続けて(5) 専門調査員の委嘱についてお願いします。

(事務局) 令和3年度使用教科用図書の選定については、第9条の3項、関係市町教育委員会の推薦に基づき、会長が委嘱することになっています。すでに関係市町に推薦をいただいております。37～39ページの別紙一覧表が専門調査員名簿です。推薦をいただいた専門調査員は適任であると判断し、委嘱したいと思いますが、この方々でよろしいか、ご協議をお願いします。

(小宮議長) 今の件につきまして、何か質問ございますか。

(小宮議長) 無いようでしたら、(6) 日程について、事務局をお願いします。

(事務局) 40ページの資料8をご覧ください。本日が(2)の協議会となります。例年は南総研修所を使用していたわけですが、場所はコロナ感染防止の観点でここ嶺南小学校にしました。(1) ①②③については承認いただきましたので、この後に第1回会議となり、会長より委嘱状を交付していただきます。会長と職務代理者の方は参加していただきますが、他の委員の方はこれで終了

です。その後は、専門調査員が3回ほど会議を開き、安房の選定資料の作成を進めていきます。その間、先ほどもご意見頂きましたが、四角囲みにあるように教科書展示会も開かれます。どちらも14日間の開催となっています。鴨川市については、開催場所の図書館の関係で、当初の日程とはひと月ほど後ろにずれております。第2回協議会は7月14日（火）午後1時30分からの開催となります。場所については、丸山公民館に変更させていただきます。訂正お願いします。そこでの選定を経て、各市町教育委員会にて、採択、確定となります。以上です。

（小宮議長）何か質問等ございますか。よろしいですか。ないようでしたら、
（7）その他について、事務局お願いします。

（事務局）2点お願いします。1点目は、資料41ページ、42ページに、現在使用している教科書について参考までに一覧としました。2点目です。本採択地区協議会に係る経費については、安房地区教育委員会連絡協議会で負担することになっています。そこで、皆様の机の上には、旅費及び領収書を用意しました。サインのみで結構ですので、この会議終了後、記入し提出をお願いいたします。

（小宮議長）その他、皆様の中から何かありますでしょうか。

（三幣委員）確認ですけど、今日の資料は持ち帰りますか？

（事務局）持ち帰っていただいても構いませんが、その際は十分気をつけていただきたいと思います。

（三幣委員）特に、調査員の名簿、それから日程等の情報については、十分気をつけていただきたいと思います。

（小宮議長）それでは、以上をもちまして、第1回令和3年度使用教科用図書安房採択地区協議会の一切を終了します。ありがとうございました。

午後2時30分閉会

議事録署名人 神作美智子 

議事録署名人 金澤秀一 